

元号を改める政令の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和元年6月21日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第1号

元号を改める政令の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(寒川町印鑑条例施行規則の一部改正)

第1条 寒川町印鑑条例施行規則(昭和51年寒川町規則第7号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中

「  
明 大 昭 平 西 暦  
年 月 日生  
」 を 「  
年 月 日生  
」 に、

「  
 運転免許証     パスポート  
 個人番号カード     その他  
( )  
」 を

「  
 運転免許証     パスポート     マイナンバーカード  
 住民基本台帳カード(写真あり)     在留カード     その他  
( )  
」

に改める。

第5号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

第6号様式中「あて先」を「宛先」に、

「

明 大 昭 平 西 暦
年 月 日生

」を「

年 月 日生
--------

」

に改める。

(寒川町町税条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 寒川町町税条例施行規則の一部を改正する規則(平成30年寒川町規則第27号)

の一部を次のように改正する。

附則第1項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、附則第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、附則第3項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

(寒川町子ども・子育て支援法施行細則の一部改正)

第3条 寒川町子ども・子育て支援法施行細則(平成26年寒川町規則第26号)の一部を次

のように改正する。

第1号様式中

「

生 年 月 日
大正・昭和・平成・西暦 年 月 日生
大正・昭和・平成・西暦 年 月 日生
大正・昭和・平成・西暦 年 月 日生
大正・昭和・平成・西暦 年 月 日生
大正・昭和・平成・西暦 年 月 日生
大正・昭和・平成・西暦 年 月 日生
大正・昭和・平成・西暦 年 月 日生

」

「

生 年 月 日
年 月 日生
年 月 日生
年 月 日生
年 月 日生
年 月 日生
年 月 日生
年 月 日生

」

を

に改める。

(寒川町老人福祉法施行細則の一部改正)

第4条 寒川町老人福祉法施行細則(平成5年寒川町規則第10号)の一部を次のように改正する。

第3号様式中

生年月日	明治	年 月 日	を	生年月日	年 月 日
	大正				
	昭和				

に改める。

第13号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

第15号様式中

生年月日	明治	年 月 日	を	生年月日	年 月 日
	大正				
	昭和				

に改める。

(寒川町重度障害者等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 寒川町重度障害者等の医療費の助成に関する条例施行規則(平成3年寒川町規則第12号)の一部を次のように改正する。

第4号様式中

生年月日	明治・大正・昭和・平成	年 月 日	を	生年月日	年 月 日

に改める。

(寒川町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 寒川町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則(平成5年寒川町規則第6号)の一部を次のように改正する。

第1号様式から第3号様式までの規定中「あて先」を「宛先」に改める。

第4号様式中「あて先」を「宛先」に、

「

加入日	昭和 平成	年 月 日
-----	----------	-------

」を「

加入日	年 月 日
-----	-------

」

に改める。

第5号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

第7号様式から第9号様式まで、第12号様式から第14号様式まで、第17号様式、第18号様式及び第26号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

(寒川町企業等の立地促進に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 寒川町企業等の立地促進に関する条例施行規則(平成18年寒川町規則第10号)

の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成33年」を「令和3年」に改める。

(寒川町火災予防規則の一部を改正する規則の一部改正)

第8条 寒川町火災予防規則の一部を改正する規則(平成31年寒川町規則第1号)の一部

を次のように改正する。

附則中「平成31年」を「令和元年」に改める。

(寒川町危険物の規制に関する細則の一部改正)

第9条 寒川町危険物の規制に関する細則(平成21年寒川町規則第6号)の一部を次のよ

うに改正する。

第19号様式中

「

生 年 月 日	T S H 年 月 日生
---------	--------------

を

」

「

生 年 月 日	年 月 日生
---------	--------

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(残存用紙の使用)

2 この規則の施行前に既に調整された様式で、現に残存するものは、所要の調整を加え、なお使用することができる。